

専門実践教育訓練給付金制度について

新潟県立十日町看護専門学校は、令和6年4月より厚生労働大臣が指定する「専門実践教育訓練給付制度指定講座」に指定されました。この制度は、令和6年4月入学生から適用されます。

専門実践教育訓練給付金は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（一般被保険者及び高年齢被保険者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合（上限あり）をハローワークから支給する制度です。（厚生労働省ホームページで「専門実践教育訓練給付金」と検索のうえ、厚労省制度の詳細を確認願います。）

○対象となる方

初回受給の場合、講座の受講開始までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方。（申請者が対象となるかどうかは、最寄りのハローワークで事前確認してください。）

○支給申請手続きについて

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の手続きは、ハローワークが窓口となっています。訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングで就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードの交付を受けたあと、ハローワークなどで配布する「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」とジョブ・カードをハローワークへ提出します。この手続きは原則として、受講開始日の1か月前までに、住居所管轄のハローワークで行う必要があります。（支給を受けるための支給申請は別途手続きが必要です。）

※本制度の利用を希望する方は、2月中にハローワークで手続きを行ってください。

○給付見込額（参考：十日町看護専門学校 令和6年度時点での見込）

専門実践教育訓練の受講中と修了後、学校に支払った教育訓練経費の50～70%が支給されます。

教育訓練経費	1年次	2年次	3年次	合計
（入学金・授業料）	260,000円	190,000円	190,000円	640,000円
給付額（50%分）	130,000円	95,000円	95,000円	320,000円

※受講中は訓練費用の50%（上限あり）が支給されます。さらに、資格取得後1年以内に看護師として雇用保険の一般被保険者として雇用された場合、教育訓練経費の20%を追加支給として受けることができます。（教材費等（教科書代・白衣代等）は対象経費には含まれません。）

新潟県十日町市高田町3丁目南442番地 新潟県立十日町看護専門学校

講座名称：専門課程 看護科 3年課程 指定番号：1512006-2410011-2

電話：025(757)3450 Fax：025(757)3375